

## 美保南まちづくり協議会表彰規程

- 1 美保南地区に居住する者で、叙勲や褒章又は大臣表彰を受賞した者（団体）に対して、祝い金を授与することができるものとする。
- 2 祝い金の額は次のとおりとする。
  - 一 叙勲・褒章の場合 10,000円
  - 二 大臣表彰の場合 5,000円
- 3 1に定める祝い金を授与する者については、まちづくり協議会常任委員会において可否を決定する。
- 4 祝賀会については、別途協議して決定する。

### 附 則

- 1 この規程は令和5年6月3日から適用する。